

総務環境委員会説明資料

名古屋市総合計画2023における
環境局関連施策・事業について

令和元年9月20日

環 境 局

目 次

	ページ
1 主な変更一覧（環境局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 施策・事業（環境局）	
（1）該当施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（2）施策・事業ページ（抜粋）・・・・・・・・・・	4

（別添）

- 名古屋市総合計画2023（案）に対する市民意見の内容
及び市の考え方

1 主な変更一覧（環境局）

区 分	変 更 前	変 更 後	掲 載 ページ
第5章 めざす都市像の実現に向けた施策・事業			
3 取り組む施策・事業			
施策23 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します			
【成果指標】 大気環境目標値 の達成率（二酸化 窒素）	【直近の現状値】 94.4% <u>（平成29年度）</u>	【直近の現状値】 94.4%	267
【成果指標】 水質環境目標値 の達成率（B O D）	【直近の現状値】 <u>84.0%</u> <u>（平成29年度）</u>	【直近の現状値】 <u>76.0%</u>	
【成果指標】 名古屋は大気汚 染、水質汚濁、土 壌汚染などによる 公害の心配がない まちと思う市民の 割合	【直近の現状値】 <u>37.4%</u> <u>（平成29年度）</u>	【直近の現状値】 <u>36.4%</u>	
施策30 市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します			
【成果指標】 環境問題の解決に は、市民自らが行 動することが必要 と強く思う市民の 割合	【直近の現状値】 <u>43.2%</u> <u>（平成29年度）</u>	【直近の現状値】 <u>51.9%</u>	303
【施策を推進する事業】 355 自動車環境対 策の推進	【現況】 公用車への次世代自動車の導入促進 ▶ 公用車総台数に占める 次世代自動車の割合 <u>16.9%</u> <u>（平成29年度）</u>	【現況】 公用車への次世代自動車の導入促進 ▶ 公用車総台数に占める 次世代自動車の割合 <u>19%</u>	305

区 分	変 更 前	変 更 後	掲 載 ページ
施策31 低炭素都市づくりを進めます			
【成果指標】 温室効果ガス排出 量（二酸化炭素換 算値）	【目標値 令和5年度】 <u>1,384万トン</u> (令和3年度)	【目標値 令和5年度】 <u>1,365万トン</u> (令和3年度)	309
【成果指標】 太陽光発電設備の 導入容量	【直近の現状値】 <u>197,832kW</u> (平成29年度)	【直近の現状値】 <u>216,196kW</u>	
【成果指標】 日々の省エネに常 に取り組む世帯の 割合	【直近の現状値】 <u>41.7%</u> (平成29年度)	【直近の現状値】 <u>42.5%</u>	
施策32 3Rを通じた循環型都市づくりを進めます			
【成果指標】 ごみ・資源の総排 出量	【直近の現状値】 <u>89.6万トン</u> (平成29年度)	【直近の現状値】 <u>88.8万トン</u>	315
【成果指標】 ごみの処理量	【直近の現状値】 61.1万トン (平成29年度)	【直近の現状値】 61.1万トン	
【成果指標】 ごみの埋立量	【直近の現状値】 <u>4.9万トン</u> (平成29年度)	【直近の現状値】 <u>4.1万トン</u>	

2 施策・事業（環境局）

（1）該当施策一覧

施策 番号	施 策 名	掲 載 ページ
17	防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します	231～240
19	犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます	247～251
23	大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します	267～272
24	身近な自然や農にふれあう環境をつくります	273～278
30	市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します	303～307
31	低炭素都市づくりを進めます	309～313
32	3 Rを通じた循環型都市づくりを進めます	315～318

(2) 施策・事業ページ（抜粋）

都市像3 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち

施策17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

施策の柱

① 地域防災力の向上

家庭及び地域における防災対策の啓発や、中小企業の事業継続計画の策定支援、学校における防災教育を実施するとともに、地域特性に応じたきめ細かな防災活動への支援などを推進することで、地域防災力を高めます。

また、民間ブロック塀の撤去等に対する支援や、木造住宅が密集している地域における避難路の確保、延焼の拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間建築物の耐震化に対する支援などの減災対策を実施します。

② 災害対応体制の強化

大規模災害時に継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点及び災害拠点病院としての市立病院・市立大学病院の機能強化などに取り組みるとともに、同時多発的に発生する火災などへの対応のため、消防隊や消防団の機能強化などに取り組み、災害対応力を高めます。また、帰宅困難者を一時的に受け入れる退避施設の確保や、帰宅困難者用物資の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策を推進します。

③ 避難対策・避難生活支援の推進

市民に適切な避難行動を促すための情報収集・伝達手段の充実などをはかるとともに、指定避難所においては、必要となる物資の備蓄や災害用トイレの充実などを進め、良好な生活環境の確保をめざします。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
家庭内において災害に対する備えをしている市民の割合	59.1%	100%	100%
地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合	13.9%	100%	100%
民間住宅の耐震改修助成件数（累計）	4,791 戸	6,641 戸	6,641 戸以上

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画 ◆業務継続計画（震災編）
- ◆震災に強いまちづくり方針 ◆建築物耐震改修促進計画 ◆なごや集約連携型まちづくりプラン
- ◆名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 ◆第3期教育振興基本計画 ◆総合排水計画



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



現状と課題

① (現状) 家庭内の家具転倒防止対策や食糧 ◇ 自主防災組織図上訓練の様子

の備蓄、自主防災組織単位での訓練などの防災対策の実施率が伸び悩んでおり、家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されています。

平成 30 (2018) 年 6 月の大阪府北部の地震においては、ブロック塀の崩落により 2 名の死者が発生しています。また、木造住宅が密集している地域において、災害発生時に被害の拡大が懸念されてい



ます。平成 27 (2015) 年度時点の民間住宅の耐震化率は約 89%ですが、令和 2 (2020) 年度までに 95%まで引き上げる目標を掲げています。

【課題】 家庭における防災対策を促進することで自助力を高めるとともに、地域特性に応じた共助の取り組みを促進し、地域防災力を向上させる必要があります。

また、法令の基準に合わないブロック塀の対策や、木造住宅が密集している地域の減災対策を進めるとともに、引き続き民間住宅等の耐震化を支援することが必要です。

② (現状) 大規模災害発生時には、市役所、 ◇ 帰宅困難者を想定した防災訓練の様子

区役所・支所及び土木事務所などの防災拠点が早急かつ円滑に対応していくことが求められます。また、同時多発的な火災の発生や建物の倒壊などにより、消火や救助要請の急増が予想されます。

名古屋駅周辺ではリニア開業を控え大規模開発が進んでおり、発生が想定される帰宅困難者数は、現在約 8.5 万人と推計されています。



【課題】 大規模災害発生時に初動期からの継続した災害対応を実施し、被害を軽減させるため、防災拠点の機能強化や職員の災害対応体制の強化、消防力の充実強化などを平時からはかる必要があります。また、帰宅困難者対策など、市民や企業と連携した防災・減災対策を継続して推進する必要があります。

③ (現状) 気象庁は、南海トラフ沿いに異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしています。また、近年の各地の災害において、指定避難所における環境面や運営面での問題が浮き彫りとなっています。

【課題】 情報収集・伝達手段の充実をはかるとともに、指定避難所における避難者の避難生活の質の向上をはかる必要があります。

施策を推進する事業

③ 避難対策・避難生活支援の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
235 災害用トイレ の充実	災害発生時に要配慮者を含めた避難者が円滑にトイレを使用することができるよう、車いすに対応していない一部の災害用トイレを車いす対応型に更新するとともに、夜間に使用するための照明を配備	実施 ▶車いす対応型トイレの割合 93% ▶照明を配備したトイレの割合 0%	実施 ▶車いす対応型トイレの割合 100% ▶照明を配備したトイレの割合 100%	環境局

施策19 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます

施策の柱

① 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動や防犯市民講座などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚をはかります。また、防犯カメラの設置、防犯灯のLED化による街頭犯罪などを抑止するための環境整備をはじめとする地域防犯活動への支援や、子どもの見守り活動などを通じ、地域の防犯力を向上します。

② 交通事故のない地域づくり

年代にあわせた交通安全教室・教育の実施や、交通安全市民運動などの時期にあわせたキャンペーンの実施、高齢者の運転免許自主返納の促進などに取り組むとともに、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車安全適正利用を促進するほか、交通事故危険か所の重点的な交通安全対策を進めるなど、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

③ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等への支援拠点である総合支援窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害等により生じた不安や問題の相談に応じるほか、二次的被害の防止に向けた広報・啓発を行うなど、「犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等に対する支援を進めます。

④ 安心・安全な生活環境の確保

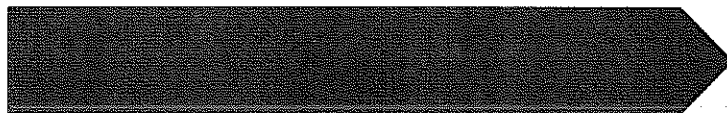
客引き行為等の禁止区域の指定及び指導等、空き家の適切な管理等についての情報提供や支援、いわゆるごみ屋敷問題の解決に向けた支援等を進めることにより、市民の安心・安全な生活環境の確保をはかります。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
主要罪種*の認知件数	9,262 件 (平成30年)	7,841 件 (令和5年)	5,823 件 (令和12年)
年間交通事故死者数	55 人 (平成30年)	31 人 (令和5年)	24 人 (令和12年)
犯罪被害者等総合支援窓口の認知度	5.4%	17%	33%
特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）の件数	117 件	81 件	71 件

関連する個別計画

◆第10次交通安全計画 ◆空家等対策計画 ◆第3期教育振興基本計画



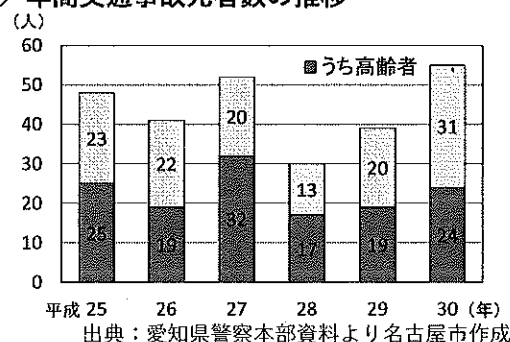
現状と課題

- ① (現状) 市内における刑法犯認知件数は、平成 30 (2018) 年は平成 15 (2003) 年の約 24.2% (22,514 件) まで減少しましたが、特に空き巣をはじめとする住宅対象侵入盗は、依然として指定都市ワースト 1 位が続いています。

【課題】 市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。

- ② (現状) 市内における交通事故死者数は、平成 30 (2018) 年は 55 人 (前年比 16 人増) となっています。中でも、高齢者は交通事故の被害者に占める割合が高く、今後の高齢化の進行に伴い、加害者に占める割合も高くなることが予測されます。

◇ 年間交通事故死者数の推移



【課題】 交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより事故を

防止するとともに、これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者及び加害者とならないような対策に力を入れていくことが求められています。

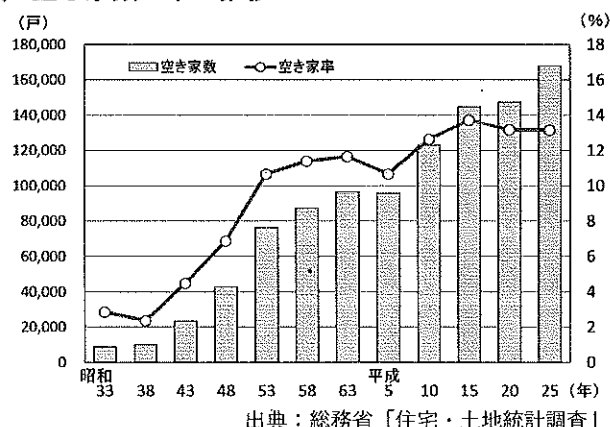
- ③ (現状) 刑法犯認知件数及び人身事故件数は減少傾向にありますが、さまざまな犯罪等に巻き込まれる犯罪被害者等が存在しており、直接的な被害だけでなく、周囲の無理解により二次的被害を受けることがあります。

【課題】 市民や事業者の犯罪被害への理解を深めることで二次的被害の防止を推進し、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるようにすることが必要です。

- ④ (現状) 市内の繁華街における客引き行為等により、通行の支障となり安心して歩きにくくなるなどの問題が生じています。

市内における空き家の戸数は、少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化や社会的ニーズの変化などに伴い、今後も増加していくことが見込まれています。

◇ 空き家数・率の推移



住居やその敷地内などに物品等をため込み、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすいわゆるごみ屋敷が問題となっています。

【課題】 客引き行為等の対策や空き家の適切な管理等、ごみ屋敷問題への対応を進めるなど、市民の安心・安全な生活環境を確保することが必要です。

※主要罪種：体感治安に影響を与えやすい罪種のうち本市が指定する罪種。強盗、恐喝、侵入盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機ねらいをさす。

施策を推進する事業

④ 安心・安全な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
258 住居の不良堆積物対策の推進	住居やその敷地内などに物品等を堆積または放置し、周辺の生活環境に悪影響を与える、いわゆるごみ屋敷問題に対応するため、堆積物の排出や福祉サービスの申請に向けた支援等を実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施	環境局

施策23 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

施策の柱

① 大気環境の向上

二酸化窒素や、新たに環境目標値*を設定した微小粒子状物質（PM2.5*）など、大気汚染物質等の常時監視を実施するとともに、工場などに対して大気汚染の規制・指導を行い、大気環境の向上をはかります。

② 水環境の向上

河川のBOD*など水質汚濁の常時監視を実施するとともに、工場などに対して水質の規制・指導を行います。また、未整備地域における下水道の整備や合流式下水道*の改善、下水の高度処理化*などを推進するとともに、親しみやすい指標*を用いた水質調査をはじめとする水質汚濁防止の普及啓発などに取り組むことで、市内河川・海域等の水環境の向上をはかります。

③ 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて規制・指導を推進します。また、有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中のダイオキシン類やアスベストの状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有をはかり、適正管理を促進します。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5（2023） 年度	目標値 令和12（2030） 年度
大気環境目標値の達成率 （二酸化窒素）	94.4%	100%	100%
水質環境目標値の達成率（BOD）	76.0%	100%	100%
名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	36.4%	45%	50%

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画 ◆水の環境復活2050なごや戦略

※環境目標値：「環境基本条例」において本市独自に設定した目標で、大気の汚染、水質の汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値。

PM2.5、SPM：Particulate Matter 2.5 及び Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の1000分の1）以下の非常に小さな粒子をPM2.5、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子をSPMとよぶ。ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがある。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

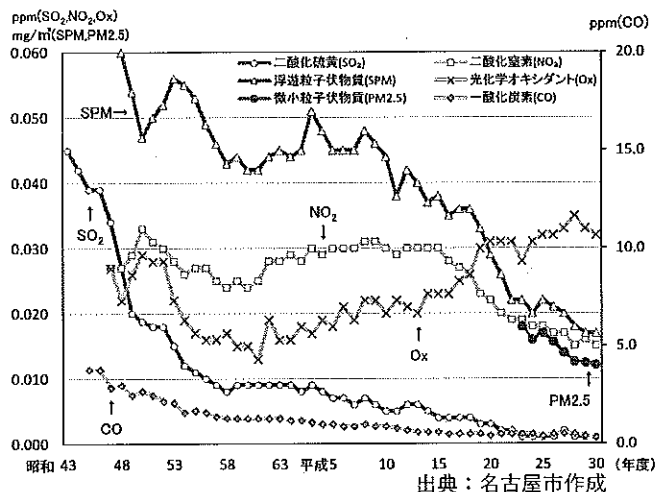


現状と課題

- ① (現状) 大気汚染は全体的には改善傾向にあり、平成 30 (2018) 年度における環境目標値の達成率は、二酸化窒素が 94.4% (測定局 18 か所のうち 17 か所) でした。

平成 29 (2017) 年 12 月に、微小粒子状物質 (PM2.5) を市民の健康の保護にかかる環境目標値に追加するとともに、浮遊粒子状物質 (SPM*) について快適な生活環境の確保にかかる環境目標値を新設しました。

◇ 大気汚染の推移



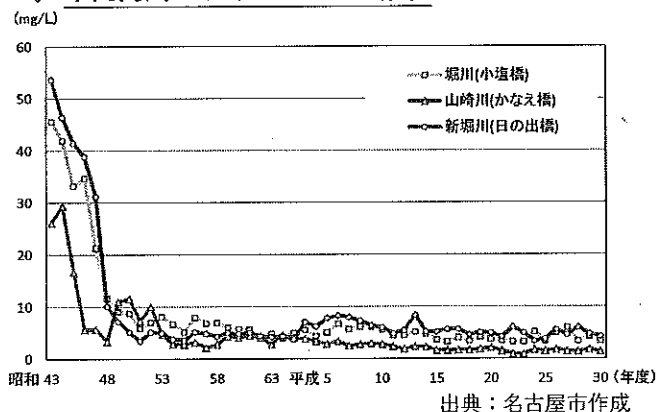
- 【課題】 大気良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。

環境目標値を新設した微小粒子状物質 (PM2.5) や浮遊粒子状物質 (SPM) についても、濃度を低減するための効果的な対策が求められています。

- ② (現状) 水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成 30 (2018) 年度における環境目標値の達成率は、河川の BOD が 76.0% (調査地点 25 か所のうち 19 か所) でした。

- 【課題】 水質良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。

◇ 市内河川における BOD の推移



- ③ (現状) 本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成 30 (2018) 年度は 1,721 件であり、騒音・大気汚染・悪臭に関する苦情が全体の約 84% を占めています。

- 【課題】 公害の発生を抑制するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みを進めていくことが必要です。

※BOD：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。

合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。

下水の高度処理化：従来の処理方式に比べ、主に窒素・りんを多く除去できる処理方法の導入。

親しみやすい指標：「環境基本条例」において本市独自に設定した水質汚濁にかかる環境目標値のうち、感覚的にわかりやすい、水のにごり（透視度）、水の色といった指標。

施策を推進する事業

① 大気環境の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
281 大気汚染常時 監視・規制指導	大気汚染防止のため、市内の窒素酸化物、PM2.5 などの大気汚染物質等の常時監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するほか、工場・事業場に対する規制・指導を実施	大気汚染常時監視の実施 17 地点 14 項目 有害大気汚染物質モニタリングの実施 7 地点 21 物質 PM2.5 成分分析の実施 4 地点 大気汚染の規制指導の実施 大気環境目標値の見直しの検討	大気汚染常時監視の実施 有害大気汚染物質モニタリングの実施 PM2.5 成分分析の実施 大気汚染の規制指導の実施 大気環境目標値の見直し（令和元年度）	環境局

② 水環境の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
282 水質汚濁常時 監視・規制指導	水環境向上のため、河川などにおける水質汚濁や地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	水質汚濁常時監視の実施 39 地点 65 項目 地下水常時監視・モニタリングの実施 77 地点 水質汚濁の規制指導の実施	水質汚濁常時監視の実施 地下水常時監視・モニタリングの実施 水質汚濁の規制指導の実施 水質環境目標値の見直し	環境局
283 水質環境目標 値市民モニタ リング	水環境に対する市民の意識を高めるため、水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施	実施 ▶ 河川 25 地点 5 項目 ▶ ため池 10 地点 4 項目	実施	環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
284 地盤沈下常時 監視・規制指導	地下水の採取による地盤沈下を防止するため、水準測量をはじめとした地盤沈下の状況の常時監視及び工場・事業場に対する規制・指導を実施	一級水準測量の実施 164km 地下水位観測の実施 13 地点 地下水採取の規制指導の実施	一級水準測量の実施 地下水位観測の実施 地下水採取の規制指導の実施	環境局

③ 快適な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
286 環境科学調査 センターにお ける調査研究	環境に関する総合的、専門的な調査研究機関としての役割を果たすため、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導に伴う調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導に伴う調査 行政課題に対する調査研究の実施 13 件 環境講座の実施 25 件	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導に伴う調査 行政課題に対する調査研究の実施 環境講座の実施	環境局
287 大気・水質未規制有害物質調査	大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、大気や河川、海域における調査を実施	大気未規制有害物質調査の実施 7 地点 水質未規制有害物質調査の実施 ▶ 水質 河川 10 地点 海域 5 地点 ▶ 底質 河川 6 地点 海域 1 地点 ▶ 生物 海域 2 地点 化学物質環境実態調査の実施	大気未規制有害物質調査の実施 水質未規制有害物質調査の実施 化学物質環境実態調査の実施	環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
288 土壌汚染規制 指導	土壌汚染による健康被害や生活環境にかかる被害の発生を防止するため、事業者等に対し調査や措置に関する規制・指導を実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	環境局
289 ダイオキシン 類の常時監視・規制指導	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	常時監視の実施 ▶大気 4 地点 ▶水質 9 地点 ▶底質 9 地点 ▶水生生物 1 地点 ▶地下水 4 地点 ▶土壌 4 地点 発生源にかかる行政検査の実施 ▶排出ガス 6 施設 ▶排水 1 施設	常時監視の実施 発生源にかかる行政検査の実施	環境局
290 アスベスト対策の推進	アスベスト飛散防止のため、環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立入や行政検査などの規制・指導を実施するほか、災害時におけるアスベスト対策を強化	環境調査の実施 8 地点 飛散防止のための規制指導の実施	環境調査の実施 飛散防止のための規制指導の実施 災害時のアスベスト対策に必要な資機材等の配備	環境局
291 化学物質の適正管理の促進	化学物質の適正な管理を促進するため、対象化学物質の環境への排出量等の届出を受け付けるとともに、市内の排出量等の集計・公表を実施するほか、化学物質に関する講演会を開催	化学物質の排出量等の届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催 ▶市民向け 1 回 ▶事業者向け 1 回	化学物質の排出量等の届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催	環境局

施策24 身近な自然や農にふれあう環境をつくります

施策の柱

① 緑に親しめる環境づくり

緑が本来持つさまざまな機能（ヒートアイランド現象*の緩和など）により、潤いのある豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全や公園緑地の整備、民有地緑化などにより市街地の緑化をはかるとともに、美しい街路樹づくりを進めます。また、公園などの魅力と価値を最大限に引き出し、より多くの市民が利活用できるよう、民間活力の導入や地域連携による公園経営を推進します。

② 水循環機能の回復

都市化によって損なわれた水循環機能を回復するため、市民・事業者と連携して、雨水の浸透・貯留などの取り組みを進めます。

③ 農のある暮らし、街とともにある農業の推進

市民農園*の設置を促進するなど、暮らしに農を取り入れる機会をより多くの市民に提供するとともに、農地の保全や地域の農産物の生産・消費促進に取り組むなど、都市農業を支援します。

④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）*開催都市として、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市づくりを一層推進していくため、幅広い市民が身近な自然の調査・保全活動に参加する機会を提供するとともに、グリーンウェイ*の普及啓発などにより市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5（2023） 年度	目標値 令和12（2030） 年度
新たに確保された緑の面積	41ha	200ha (5 か年)	480ha (12 か年)
親しみがある公園があると思う市民の割合	64.1%	70%	75%
農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数	94 区画	330 区画 (5 か年)	750 区画 (12 か年)
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合	43.9%	50%	55%

関連する個別計画

- ◆なごや緑の基本計画2020 ◆公園経営基本方針 ◆なごやアグリライフプラン
- ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）
- ◆第3次環境基本計画 ◆水の環境復活2050なごや戦略 ◆生物多様性2050なごや戦略

現状と課題

① (現状) 平成 31 (2019) 年 4 月現在、市内の都市公園は 1,475 か所、総面積は 1,639ha あり、市域の約 5%を占めています。また、市内には約 10 万本もの街路樹(高木)が植えられ、緑豊かな空間として市民の大きな資産となっています。一方、都市化の進展とともに緑被率は平成 2 (1990) 年の 29.8%から平成 27 (2015) 年の 22.0%に減少しています。

◇ 名城公園トナリノ(官民連携による整備・運営管理)



【課題】緑が持つ機能を最大限に発揮させるため、効果的に緑を保全・創出するとともに、柔軟な発想や多様な主体との連携による公園などの整備や運営管理を進める必要があります。

② (現状) 都市化の進展により、地下水のかん養*機能が低下するとともに、緑や水辺からの蒸発散が減少し、水循環機能が損なわれています。

【課題】市民、事業者、行政が連携して水循環の回復に向けた取り組みを推進し、水循環の機能をまちづくりに活かしていく必要があります。

③ (現状) 市内には平成 30 (2018) 年 1 月現在、1,197ha の農地があります。市民が農にふれあうための農地は、都市化の進展や農家の後継者不足などによって年々減少しています。

◇ 農にふれあう市民の様子



【課題】市民が農にふれあう機会を確保するために、農地を保全し、農業を支援するとともに、市民自らが農を楽しむ環境を整える必要があります。

④ (現状) 市街地の拡大や外来生物の侵入などにより、生物多様性への影響が生じています。

また、令和 2 (2020) 年には、COP10 で採択された「愛知目標*」を実現するための「国連生物多様性の 10 年」の最終年を迎えることから、同年開催の COP15 において新たな目標の決定が見込まれています。

【課題】地域における生物多様性の保全を推進するとともに、市民・事業者が生物多様性の大切さを認識し、行動するよう促す必要があります。

※ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。

市民農園：市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園。

COP10 (生物多様性条約第 10 回締約国会議)：生物多様性の保全と持続可能な利用等を目的とした生物多様性条約の第 10 回の締約国会議で、平成 22 (2010) 年 10 月に本市で開催された。

グリーンウェイ：国連が定める「国際生物多様性の日」である 5 月 22 日の午前 10 時(現地時間)に、世界中で植樹などを行い、生物多様性について考えるきっかけとする活動。

地下水のかん養：降った雨が地面の下にしみこんでいくこと。

愛知目標：生物多様性の損失を止めるため、令和 2 (2020) 年を期限とし、国連機関や生物多様性条約の締約国が協力してめざす 20 項目の個別目標。

施策を推進する事業

② 水循環機能の回復

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
299 健全な水循環の確保	健全な水循環を回復するため、水循環へのさらなる理解や雨水の浸透・貯留を促進するための普及啓発等を実施するほか、河川における地下水利用を検討	湧き水モニタリングの実施 10 地点 湧水等を活用した水循環の啓発事業の実施 ▶ 講座等 10 回 河川湧出状況調査の実施	湧き水モニタリングの実施 湧水等を活用した水循環の啓発事業の実施 河川の浄化に向けた検討調査の実施 河川における地下水利用の検討	環境局

④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
306 生物多様性の主流化	「愛知目標」と「ポスト愛知目標」の実現に向け、グリーンウェイなどの取り組みを通じて市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進	「MY 行動宣言」の推進 ▶ 宣言数 2,831 件 グリーンウェイの推進 ▶ 登録団体数 31 団体	「MY 行動宣言」の推進 ▶ 宣言数 3,000 件 グリーンウェイの推進 ▶ 登録団体数 30 団体以上 「国連生物多様性の10年」最終年事業の実施 (令和元～2年度)	環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
307 なごや生物多 様性センター の運営	COP10 の成果を継承するなごや生 物多様性センターにおいて、生物多 様性の保全につなげるため、なごや 生物多様性保全活動協議会をはじ めとした市民との協働による身近 な自然の調査・保全活動などを推進 し、その成果を次世代に継承	調査・保全活動の実施 ▶参加者数 1,762 人 生物多様性に関する 講座等の実施 ▶参加者数 4,621 人 外来生物の防除 名古屋市版レッドリ ストの改訂に向けた 調査の実施	調査・保全活動の実施 生物多様性に関する 講座等の実施 外来生物の防除 名古屋市版レッドリ ストの公表、レッド データブック等の次 期改訂に向けた調査 の実施	環境局
308 藤前干潟の保 全活用推進	ごみ減量に始まる本市の環境行政 の転換点を象徴する場所であり、ま た国内有数の渡り鳥の飛来地であ る藤前干潟の保全活用をはかるた め、その重要性を学ぶプログラムを 実施するほか、湿地提携を締結して いるオーストラリアのジロング市 との交流事業などを実施	藤前干潟の重要性を 学ぶプログラムの実 施 ▶参加者数 978 人 オーストラリア・ジ ロング市との交流事 業の実施	藤前干潟の重要性を 学ぶプログラムの実 施 オーストラリア・ジ ロング市との交流事 業の実施	環境局

施策30 市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します

施策の柱

① 環境に配慮した活動の促進

環境デーなごやをはじめとするイベントの開催や情報発信により、環境問題への意識を共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、事業者の環境への配慮に関する支援や相談を充実させるほか、次世代自動車の普及啓発やエコドライブ*の促進など、市民・事業者の環境保全活動を促進します。

また、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめ適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の適切な運用をはかります。

② 環境教育・協働取組の促進

ESD（持続可能な開発のための教育）*やSDGs*の理念を踏まえ、持続可能な社会に向けた人づくり・人の輪づくりを推進するため、市民や事業者が環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け主体的に行動できるよう、なごや環境大学などの分野や主体、世代を超えて交流・連携する場を活用し、市民、事業者、教育機関、行政の協働を進めます。

さらには、分野横断的な取り組みとして、環境と経済・社会の三側面をつなぐ協働の取り組みを推進することにより、三側面の統合的な向上をはかり、好循環を生み出します。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5（2023） 年度	目標値 令和12（2030） 年度
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	51.9%	55%	60%
エコ事業所*認定数（累計）	2,092 件	3,250 件	4,300 件
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	445 団体	495 団体	565 団体

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画 ◆名古屋市役所環境行動計画2030 ◆なごや環境学習プラン

※エコドライブ：ふんわりスタートやアイドリング・ストップなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法や使い方。

ESD（持続可能な開発のための教育）：Education for Sustainable Development の略。一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。



現状と課題

- ① **（現状）** 本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。

環境問題を解決するために自らが行動することが必要と強く思う市民の割合は、平成 30（2018）年度において 51.9%となっています。

環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業者を認定するエコ事業所認定制度による認定数が年々増加しているものの、近年、認定数が鈍化傾向にあります。

【課題】 多様な環境問題への理解を促進するため、参加しやすい機会やわかりやすい情報の提供を通じて、環境に配慮した活動をする市民の拡大をはかる必要があります。

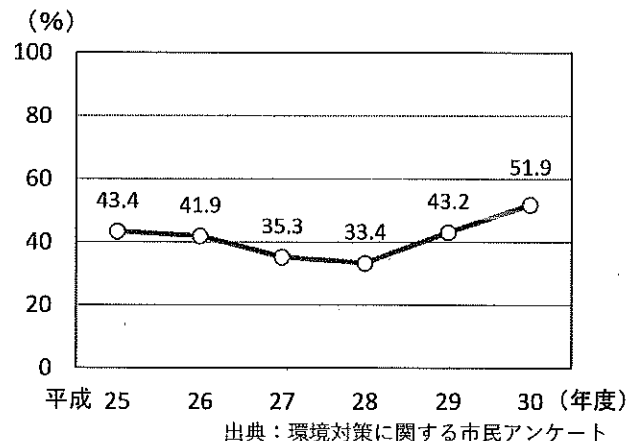
事業規模や形態に関わりなく、多くの事業者が環境保全活動を実施するよう促す必要があります。

- ② **（現状）** 今日の環境問題は社会や経済のさまざまな課題とも複雑に関係しており、行政だけで解決できず、協働での取り組みが必要であることから、市民・事業者などの多様な主体による活動と連携・協力が重要となっています。本市においては、多様な主体がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や問題意識を持ち寄って学び合い、次なる行動に結びつくネットワークづくりを進めています。

また、社会経済情勢が著しく変化する中では、行政が環境施策を推進するにあたり、環境保全上の効果を最大限に発揮することに留まらず、同時に経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらすような施策展開をはかることが重要となっています。

【課題】 分野や主体、世代を超えて交流・連携する場を提供することにより、協働して環境問題に取り組むネットワークの拡大をはかるとともに、環境問題と経済・社会的課題の同時解決に向け、環境と経済・社会の統合的向上のための分野横断的な施策展開をはかる必要があります。

◇ 環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合の推移



※SDGs：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。
エコ事業所：事業活動における環境に配慮した取り組みを自発的かつ積極的に実施している事業所を、本市が「エコ事業所」として認定し、自主的な取り組みを支援するもの。

施策を推進する事業

① 環境に配慮した活動の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
352 環境デーなご やの開催	環境に配慮した具体的な行動を実践する契機を提供するため、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域で環境についての講座や自然観察会などのエコイベントを行う地域行事や、さまざまな主体が日頃の環境活動の成果を発信する中央行事を実施	地域行事の実施 799回 中央行事の実施	地域行事の実施 中央行事の実施	環境局
353 エコ事業所認定制度の推進	事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所をエコ事業所、優良エコ事業所として認定するとともに、優秀な取り組みを実践している事業所の表彰及び優秀事例の紹介により、事業者の環境保全意欲の向上を促進	実施 ▶エコ事業所認定数 2,092件（累計） ▶優良エコ事業所認定数 227件（累計）	実施	環境局
354 環境保全・省エネルギー設備 資金融資	中小企業者の環境保全対策を促進するため、公害防止対策、自動車対策、省エネルギー等による地球温暖化対策などに必要な資金の融資及び利子補助を実施	実施 ▶融資件数 4件	実施	環境局
355 自動車環境対策の推進	大気環境の向上、地球温暖化防止を推進するため、次世代自動車の普及啓発につとめるほか、名古屋市自動車公害対策推進協議会を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 11台 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進 ▶公用車総台数に占める次世代自動車の割合 19%	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進	環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
356 環境影響評価 制度の運用	道路や鉄道の建設など一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度の適切な運用を実施	実施	実施	環境局

② 環境教育・協働取組の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
357 なごや環境大 学の推進	持続可能な地球社会を支える人づくり・人の輪づくりを目的として、行動する市民、協働する市民として、「共に育つ（共育）」ことを促進するため、市民・市民団体、企業、教育機関、行政の協働による共育講座や、交流会などを実施	共育講座などの企画運営 講座企画者などによるネットワークづくりの推進 なごや環境大学を支える団体数 445 団体（累計）	共育講座などの企画運営 講座企画者などによるネットワークづくりの推進 なごや環境大学を支える団体数 495 団体（累計）	環境局
358 なごや環境大 学 SDGs 未来 創造クラブの 推進	持続可能な都市の実現をはかるため、なごや環境大学に SDGs 未来創造クラブを設立し、多様なステークホルダーが協働する仕組みを構築するとともに、環境と経済・社会の統合的向上をはかる取り組みを推進	設立に向けた検討	推進 ▶ ネットワークづくりの推進 ▶ 環境と経済・社会の統合的向上をはかるプロジェクトの実施	環境局
359 環境学習セン ターの運営	市民一人ひとりの環境に対する理解を深め、環境にやさしい行動へとつなげるため、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、取り組むための環境学習の拠点として、環境学習センターにおいて環境学習プログラムやテーマ別展示による解説を展開し、環境教育を体系的・総合的に推進	運営 ▶ 利用者数 31,547 人	運営 ▶ 利用者数 40,000 人	環境局

都市像4 快適な都市環境と自然が調和したまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
360 環境教育・学習 の推進	持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、次世代を担う子どもの各段階に応じた環境学習を支援するとともに、講習会や観察会など地域に密着した実践活動や普及啓発を推進	市内の幼稚園・保育園の「なごやエコキッズ実施園」認定数 524 園 市立の小・中・高・特別支援学校の「なごやエコスクール」認定数 全校 保健福祉センターにおける実践活動や普及啓発の実施	市内の幼稚園・保育園の「なごやエコキッズ実施園」認定数 全園 市立の小・中・高・特別支援学校の「なごやエコスクール」認定数 全校 保健福祉センターにおける実践活動や普及啓発の実施	環境局

施策3-1 低炭素都市づくりを進めます

施策の柱

① 再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進

太陽光発電設備や蓄電システムの導入を促進するなど再生可能エネルギーの導入を拡大し、温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入をはかります。

また、地球温暖化に関する国民運動（COOL CHOICE*）と連携した啓発や省エネルギーについての相談業務を行うなど、低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促し、人工排熱の低減によるヒートアイランド現象*への対策にもつなげていきます。

② 低炭素なまちづくりの推進

先進的な環境配慮の取り組みを普及させるとともに、燃料電池自動車の普及促進をはかるなど、利用段階で二酸化炭素を排出せず、将来の再生可能エネルギーの導入拡大を見据えた余剰電力の貯蔵手段として期待される水素エネルギーの活用を推進することで、都市の低炭素化をはかるとともに産業振興や快適な暮らしの実現などにつなげます。

さらに、地域冷暖房など地域におけるエネルギーの共同利用や、総合的な環境性能にすぐれた建築物の新築等を促進するなど、低炭素で快適なまちづくりを進めます。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5（2023） 年度	目標値 令和12（2030） 年度
温室効果ガス排出量 （二酸化炭素換算値）	1,472 万トン （平成28年度）	1,365 万トン （令和3年度）	1,172 万トン
太陽光発電設備の導入容量	216,196kW	288,300kW	370,000kW
日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	42.5%	45%	50%

関連する個別計画

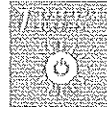
- ◆第3次環境基本計画 ◆低炭素都市2050なごや戦略 ◆低炭素都市なごや戦略第2次実行計画
◆都市計画マスタープラン

※COOL CHOICE：温室効果ガス排出量の削減のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



現状と課題

- ① (現状) 本市の温室効果ガスのほとんどは、石油、天然ガスなどのエネルギー使用により発生しています。

平成 28 (2016) 年度の本市の温室効果ガス排出量は、近年との比較では横ばいの状況が続いていますが、平成 2 (1990) 年度と比べると、「家庭」、「マイカー」、「オフィス・店舗等」の部門で増加しています。

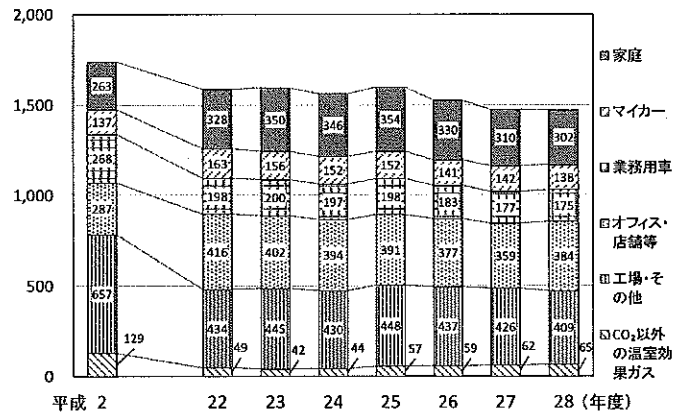
全国で平成 24 (2012) 年から始まった「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」などにより、本市では太陽光発電設備が急速に普及しましたが、近年は買取価格が低下したことに伴い、導入量の伸びが鈍化しています。

【課題】節電や車に過度に依存しない交通行動への転換、省エネ機器や設備の導入などを促すことでエネルギー消費を減らし、温室効果ガス排出量の削減をはかっていく必要があります。

また、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大をはかっていく必要があります。

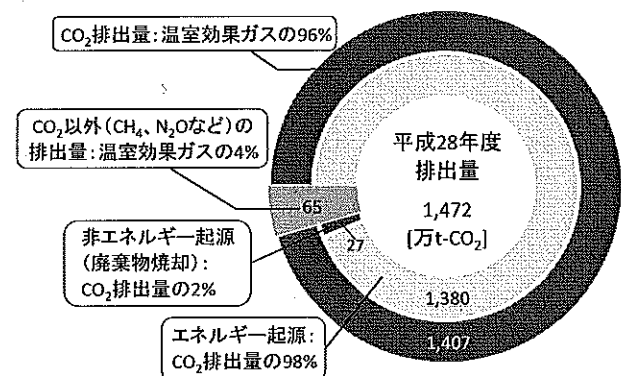
◇ 温室効果ガス排出量の推移

(万t-CO₂)



出典：名古屋市作成

◇ 温室効果ガス排出量の内訳 (平成 28 (2016) 年度)



出典：名古屋市作成

- ② (現状) 市内各所での開発事業を低炭素なものへと誘導するため、先進的な環境技術の導入など低炭素なまちと暮らしの姿を具体的に示すモデルとして、みなとアクルス開発事業、錦二丁目低炭素地区まちづくりプロジェクトの2事業を低炭素モデル地区事業として認定しています。また、新たなエネルギーの選択肢として、利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用が期待されています。

地域におけるエネルギーの共同利用を進めるため、地域冷暖房の導入を促進しており、平成 30 (2018) 年 4 月現在、14 地区で地域冷暖房施設が導入されています。

【課題】まちづくりに先進的な環境技術や仕組みを広く普及させるとともに、水素エネルギーの利活用の拡大をはかることにより、都市の低炭素化を進め、産業振興や快適な暮らしの実現などにもつなげていく必要があります。

また、建物間のエネルギーの共同利用を促進し、効率的なエネルギー利用を進めることにより、都市環境の保全や省エネルギーの推進をはかる必要があります。

施策を推進する事業

① 再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
361 住宅の低炭素化促進	再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進のため、太陽光発電設備や ZEH※、災害時の在宅避難の際にも有効となる蓄電システムの導入補助などを実施し、住宅の低炭素化を促進	導入補助の実施 ▶ 太陽光発電設備 669 件 ▶ ZEH 108 件 ▶ 蓄電システム 157 件 名古屋市ソーラーパワー診断マップの公開	導入補助の実施 導入促進策の実施	環境局
362 低炭素なライフスタイルの啓発	低炭素なライフスタイルへの転換を促すため、環境行動促進アプリを活用した普及啓発や国が進める国民運動（COOL CHOICE）と連携した広報、イベントなどを実施	環境行動促進アプリの開発 緑のカーテン事業の実施 ▶ 参加者数 539 組	環境行動促進アプリの活用 国民運動（COOL CHOICE）と連携した広報やイベントの実施 緑のカーテン事業の実施 省エネ家電普及事業の実施	環境局
363 省エネルギー訪問相談	事業者の事業活動における省エネルギー対策を促進するため、店舗やオフィスビルなどの事業所を定期的に訪問し、事業形態や資力に応じた省エネルギーに関するアドバイスや最新の情報提供などを実施	実施 ▶ 相談件数 1,964 件	実施 ▶ 相談件数 2,000 件	環境局

※ZEH：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。太陽光発電等によりエネルギーを創るとともに、断熱性能の高い窓や LED 照明等を導入し省エネルギー化をはかり、正味の年間エネルギー消費量がゼロ以下となる住宅。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
364 地球温暖化対策計画書制度の運用	企業の省エネルギー対策を促進するため、一定規模以上のエネルギーを使用する企業に地球温暖化対策計画書の作成等を義務づけるとともに、企業への巡回訪問を行い温暖化対策の指導や助言を実施	地球温暖化対策計画書の届出受付 420 件 巡回訪問 114 件 巡回訪問での指導や助言	地球温暖化対策計画書の届出受付 巡回訪問 130 件 巡回訪問での指導や助言	環境局

② 低炭素なまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
366 水素エネルギーの利活用の推進	利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利用拡大をはかるため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）や燃料電池自動車の普及を促進するなど、水素エネルギーの利活用を推進	推進 ▶ 燃料電池システム設置補助 補助件数 489 件 ▶ 燃料電池自動車等の普及に向けた調査の実施	推進 ▶ 燃料電池システム設置補助 ▶ 全区役所への燃料電池自動車の導入・普及啓発の実施	環境局
367 低炭素モデル地区への支援	低炭素都市づくりを進めるため、事業者との協働による低炭素モデル地区認定事業に対し、地区の特性に応じた技術情報の提供や協働事業の実施など、事業者が先進的な低炭素まちづくりを円滑に進められるよう市民への周知を含め支援を実施	低炭素モデル地区（2地区）への支援 ▶ アドバイザーからの意見聴取 ▶ 広報番組やパンフレット等によるPR	低炭素モデル地区（2地区）への支援 ▶ アドバイザーからの意見聴取 ▶ 広報番組やパンフレット等によるPR 他地域への波及 ▶ モデル地区に導入された技術や仕組み等を他事業者へ情報提供	環境局

施策3-2 3Rを通じた循環型都市づくりを進めます

施策の柱

① 3Rの推進

循環型都市の実現に向け、容器包装や食品ロスの削減の推進、分別・リサイクルの徹底をはかるとともに、高齢化の進行、ライフスタイル・価値観の多様化による消費購買行動の変化、さらにはプラスチックごみによる海洋汚染といった新たな環境問題を踏まえた国内外の動向等、社会経済情勢の変化に対応したごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルの取り組みを進めます。

さらに、事業用大規模建築物及び多量排出事業者に対する立入指導や、中小事業所等に対する資源化の指導・啓発を実施し、事業系ごみの減量、リサイクルを進めます。

② 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3R※の推進によりごみ処理量の削減を進めるとともに、焼却工場の建設や設備更新を行い、安定的な焼却処理体制を確保しつつ、焼却灰の資源化をはかることにより、埋立量の削減をめざします。あわせて、焼却の際に発生する排ガス等の高度処理を行うとともに、熱エネルギーの有効活用を継続して行います。

また、計画的に現有処分場の長寿命化をはかるとともに、その適正な管理・運営につとめます。

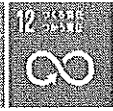
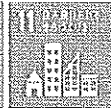
成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
ごみ・資源の総排出量	88.8万トン	88万トン	87万トン
ごみの処理量	61.1万トン	58万トン	56万トン
ごみの埋立量	4.1万トン	2.1万トン	2.0万トン
日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	81.4%	85%	90%

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画 ◆第5次一般廃棄物処理基本計画

※3R：「Reduce＝リデュース（発生抑制）」「Reuse＝リユース（再使用）」「Recycle＝リサイクル（再生利用）」の3つの頭文字をとった言葉で、ごみ減量のために必要な取り組みを表す。



現状と課題

- ① (現状) 平成 11 (1999) 年 2 月の「ごみ
非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサ
イクルに取り組んできましたが、近年の
ごみ処理量は横ばいの状況が続いています。

ごみの発生抑制の取り組みとして、市
民・事業者との協働により、容器包装の
削減運動や食品ロス削減の取り組みを進
めています。

資源の分別・リサイクルを進めるた
め、容器包装の分別収集や小型家電等の
拠点回収を行っています。また、集団資
源回収など市民の自主的な活動で古紙な
どの資源が回収されています。

事業系ごみについては、事業用大規模
建築物等に対し年間約 2,000 件の立入指
導を行うとともに、中小事業所に対し排
出状況の調査や資源化の啓発を行って
います。

高齢化の進行やライフスタイルの多様化をはじめ、地球規模での環境問題となっている
プラスチックごみによる海洋汚染など、社会経済情勢の変化に伴い、ごみ・資源の排出状
況などに変化が生じています。

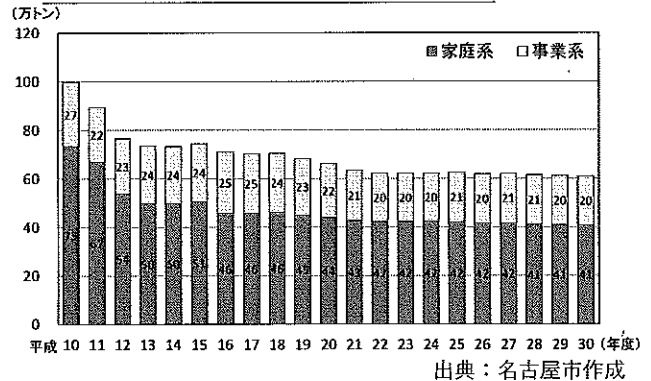
【課題】さらなるごみ減量を推進するために、「もったいない」という意識の啓発につと
め、消費者の選択という行動を通して 2R (「発生抑制 (リデュース)」「再使用 (リユ
ース)」) の取り組みを進めるとともに、分別を徹底し、資源を無駄なく利活用すること
が重要です。

社会経済情勢の変化に対応した、ごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルが求められ
ています。

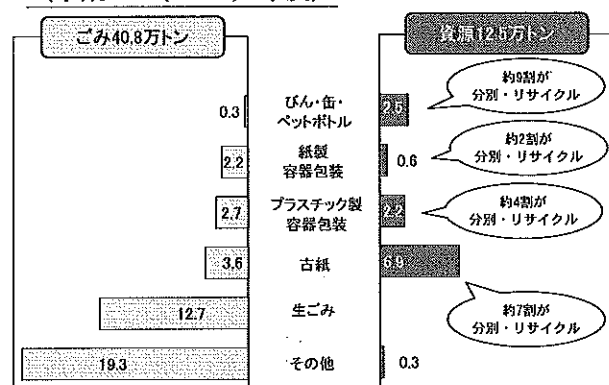
- ② (現状) 埋立量を削減するため、焼却灰の一部を本市施設で熔融処理し、土木資材等として
活用しているほか、民間施設への処理委託により資源化をはかっています。

【課題】長期的・安定的にごみの処理及び処分を行っていくために、災害リスクやコスト削
減などを考慮しながら、工場の計画的な整備を進めるほか、計画的に現有処分場の長寿命
化をはかる必要があります。

◇ ごみ処理量 (家庭系・事業系) の推移



◇ 家庭から出るごみと資源の内訳 (平成 30 (2018) 年度)



施策を推進する事業

① 3Rの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
371 リデュース・リユースの推進	ごみ減量を推進するため、市民・事業者との協働により容器包装の削減運動や、フードドライブ等の食品ロス削減の取り組みなどを進めるとともに、プラスチックをはじめとする使い捨て製品の発生抑制に向けた施策を検討	推進 ▶ 容器包装の削減運動の実施 ▶ 食品ロス削減の普及啓発 ▶ 使い捨て製品の発生抑制の取り組みの検討	推進 ▶ 容器包装の削減運動の実施 ▶ 食品ロス削減の普及啓発 ▶ 使い捨て製品の発生抑制の取り組みの実施	環境局
372 分別・リサイクルの推進	ごみ減量を推進するため、資源の分別収集や拠点回収を行うとともに、集団資源回収等の市民の自主的な資源化活動を支援するほか、将来を見据え、高齢化の進行やライフスタイルの多様化をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した持続可能な分別・リサイクルのあり方を検討	資源の分別収集等の実施 「分かりやすい・分けやすい」分別区分等の検討 ▶ 将来的な資源・ごみの排出にかかる課題調査の実施	資源の分別収集等の実施 市民にとって「分かりやすい・分けやすい」区分による分別・リサイクルの実施	環境局
373 事業系ごみの減量・資源化の推進	事業系ごみの減量をはかるため、事業用大規模建築物等に廃棄物減量計画書の提出等を義務づけ、立入指導を行うとともに、中小事業所、テナントビルのオフィス・店舗等に資源化の指導・啓発を実施	事業用大規模建築物等への立入指導の実施 2,162 件 中小事業所への資源化の指導・啓発の実施 14,710 件	事業用大規模建築物等への立入指導の実施 中小事業所、テナントビルのオフィス・店舗等への資源化の指導・啓発の実施	環境局

② 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
374 焼却・破碎工場の安定的な運営	衛生的な環境の維持や環境負荷の低減をはかるため、可燃ごみを南陽工場等で、不燃ごみを大江破碎工場等で処理するとともに、焼却溶融による減量・減容化やスラグ等の有効利用による資源化、熱エネルギーを有効活用	焼却・破碎工場の運営 金属回収、スラグ生成等による焼却灰の資源化 ごみ発電等による余熱利用	焼却・破碎工場の運営 金属回収、スラグ生成等による焼却灰の資源化 ごみ発電等による余熱利用	環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
375 焼却工場の建設、設備更新	災害リスクや地域バランス等を考慮して工場規模の平準化を進めるため、北名古屋工場（仮称）の建設及び富田工場の設備更新を進めた後、老朽化した南陽工場の設備更新を実施	北名古屋工場（仮称） ▶ 建設工事中 富田工場 ▶ 環境影響評価 ▶ 設備更新工事中 南陽工場 ▶ 環境影響評価 ▶ 基本設計	北名古屋工場（仮称） ▶ 竣工 （令和 2 年度） 富田工場 ▶ 環境影響評価 ▶ 竣工 （令和 2 年度） 南陽工場 ▶ 環境影響評価 ▶ 設備更新工事の着手	環境局
376 焼却・破碎工場の計画的な整備の推進	将来にわたり安定したごみの焼却・破碎体制を維持するため、南陽工場の設備更新以降の焼却・破碎工場の整備について、災害リスクや長寿命化を考慮して検討するとともに、廃止した山田工場の解体後に、老朽化した西資源センターを移転改築するなど、効果的な活用を推進	施設整備の検討 山田工場解体基本計画の作成	施設整備方針の作成 ▶ 猪子石工場施設整備計画の作成 山田工場解体工事完了（令和 5 年度） 西資源センター移転改築完了 （令和 5 年度）	環境局
377 愛岐処分場の長期利用に向けた整備	長期的かつ安定的な埋立処分を行うため、愛岐処分場を適正に管理・運営するとともに、施設の老朽化が進んでいる浸出水処理施設の改築を実施	愛岐処分場の管理・運営 浸出水処理施設改築の実施設計	愛岐処分場の管理・運営 浸出水処理施設改築完了（令和 5 年度）	環境局
378 安定的な埋立処分体制の維持	安定的な埋立処分体制を維持するため、愛岐処分場に加え、市内の第二処分場を適正に管理・運営するとともに、愛知県が中心となって整備した広域処分場を可能な限り活用するほか、新規処分場について検討	第二処分場の管理・運営 広域処分場の活用	第二処分場の管理・運営 広域処分場の活用	環境局

